

(公 印 省 略)
答 申 第 184 号
令 和 6 年 7 月 3 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和6年1月26日付け諮問第145号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

令和4年度退職手当金執行状況一覧

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

1 公文書の公開請求

令和 5 年 8 月 2 日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

本件公開請求の対象は、実施機関における令和 4 年度退職手当金執行状況一覧（以下「本件対象公文書」という。）である。

2 実施機関の決定

令和 5 年 8 月 10 日、実施機関は、本件対象公文書について、条例第 6 条第 1 号に規定する非公開情報が記録されているため、当該部分を非公開とすることとして公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和 5 年 11 月 10 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和 6 年 1 月 26 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分に係る公開しない部分の公開を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由は、次のと

おり要約される。

本件処分理由は、「情報公開条例第6条第1号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものが記録されているため。」とある。

審査請求人は、公文書公開請求書に「本人を特定できる氏名・住所などの個人情報情報は必要なし。」と記載しており、識別できる部分は黒塗りするか、識別される者の公文書は公開しないなどの対応ができる。

公開請求内容は退職手当金額に限定しており、「通常他人に知られたくないと認められるもの」や「個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」は、「認められるもの」の具体的な理由が記載されていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明等において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由

本件請求の対象である兵庫県職員の個別の退職手当金額に関連するものとして、本件文書には、1人につき1行を用いて、決定日、所属コード、所属、職員コード、氏名、年齢、起算日、勤続期間、適用条項、給料表、級、号給、退職手当算定号給、給料月額、支給率、個別の退職手当額、調整額が退職事由、予算区分、退職時期別に記載されており、各行ごとに一体として条例第6条第1号前段の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当する。

また、これら職員個人別の退職手当額等の情報はいずれも個人のプライバシーに関する情報であり、当該個人の意思に基づくことなくしては他人に知られず、また、他人に知られたくない情報であるため、これを公にすることは、条例第6条第1号後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

以上のことから、条例第6条第1号の非公開情報に該当し、当該部分を非公開とした。

2 審査請求人の主張に対する反論

職員の個別の退職手当額を含む、関連する職員の個別の情報は、上記1に記載したとおり、各行ごとに一体として条例第6条第1号前段に該当する非公開情報

である。

また、職員の個別の退職手当額は、上記条例第6条第1号前段の非公開情報に一体として含まれるほか、プライバシー情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として条例第6条第1号後段に該当する非公開情報である。

仮に、審査請求人の主張するとおり氏名などの情報を公開せず、個別の退職手当額を公開した場合でも、本件対象公文書には、個別の退職手当額が退職事由、予算区分、退職時期別に記載されているため、特定の者の退職事由、予算区分から判明する退職者の所属部局、特定の退職日に誰が退職したか等を知る関係者等一定の範囲の者には、個々の退職者が特定される可能性がある。

さらに、退職手当は、退職事由や勤続年数、退職時の給料額等によって算定されるため、退職者の退職事由、勤続年数や役職等を知る県関係者等一定の範囲の者にも、個々の退職者が特定される可能性がある。

また、県関係者等一定の範囲の者以外でも一般に公表されている兵庫県人事異動情報と照らし合わせるにより一部の退職者を推認することができる。

このため、本件処分により、条例第6条第1号に規定する非公開情報を除き部分公開決定を行ったものである。

なお、具体的な理由が記載されていない旨の主張については、本件通知書に公開しないこととする理由として、「情報公開条例第6条第1号該当」、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものが記録されているため」と記載している。

3 結語

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、条例第6条第1号に該当するとして、部分公開とする本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、個人が特定される情報を除いて公開すべきであるとして、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、本件処分は妥当であ

るとしていることから、以下、検討する。

2 条例第6条第1号該当性について

- (1) 当審議会において、本件対象公文書を見分したところ、令和4年度中に退職した職員の退職手当の決定等に係る一覧表であって、退職した職員の所属、氏名、退職手当支給額等が記載されており、これらの情報が非公開とされていることが認められる。
- (2) 審査請求人は、公開請求内容は退職手当金額に限定しており、「通常他人に知られたくないと認められるもの」や「個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」は、「認められるもの」の具体的な理由が記載されていないと主張している。これに対して、実施機関は、個別の退職手当額により個々の退職者が特定又は推認される可能性があるとして、非公開とすべき理由等については、「情報公開条例第6条第1号該当」、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものが記録されているため」と記載したとしているため、以下、検討する。

退職手当額の決定方法は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第50号。以下「退手条例」という。）等所定の例規に基づき、当該退職者の在職期間及び給料月額に基づいて算出した額に、職員個々の状況により、増額又は減額を行った上で、支給総額が決定される。退手条例等所定の例規による算定方法については公知のものであり、退職する職員の在職期間及び給料月額並びに当該職員個々の状況（休職など退職手当額が増減する個々の事情）から計算すれば、個別の退職手当支給金額を推定又は特定することができる。

よって、個別の退職手当支給金額は、個人を識別できる情報であり、明らかに個人を識別できる情報である退職者の氏名の部分とあわせて非公開になると認められる。

また、本件対象公文書である一覧表には、職員の所属（予算区分）、退職事由、勤続年数等といった情報が記載されており、これらを公にすると、県職員等の内情に詳しい者や当該職員が退職した事実を知る者等一定範囲の者には、当該退職者が誰であるかを特定することが可能となるとする上記第4の2の実施機関の説明は否定し難い。

そうすると、本件対象公文書に記載されている個別の退職手当支給金額以外の氏名等の情報は、一体として個々の退職者に係る条例第6条第1号本文前段の「個人に関する情報…」であって、特定の個人を識別することができるものの

うち、通常他人に知られたくないと認められるもの」と認められる。

したがって、実施機関が非公開とした部分については、条例第6条第1号に該当しているため、同号に該当することを理由として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年1月26日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和6年5月14日 第2部会（第117回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年6月27日 第2部会（第118回）	・ 審議
令和6年7月2日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男